

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断
工具を定める政令案

規制の名称：指定金属切断工具に係る規定の整備

規制の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：生活安全局生活安全企画課

評価実施時期：令和7年6月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

i

(該当理由)

- 本規定の整備による新たな遵守費用・行政費用は発生しないため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和 7 年法律第 75 号。以下「法」という。）第 2 条第 5 号に規定する指定金属切断工具を定めるもの。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 昨今、銅をはじめとした金属価格の高騰等を背景に、太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗をはじめとする金属盗が増加しており、令和 6 年の金属盗の認知件数は令和 2 年の同件数の約 4 倍となっているほか、令和 6 年の金属盗の被害額は約 140 億円と、同年中の窃盗全体の被害額の約 2 割を占めており、対策が急務となっている。
- 令和 5 年 1 月から令和 6 年 12 月までの間に検挙した金属ケーブル窃盗について、犯行用具が判明した事例を分析したところ、同窃盗に用いられた犯行用具の 8 割以上をケーブルカッター及びボルトクリッパーが占めている。しかしながら、これらの工具の所持等に対しては、一定の場合に軽犯罪法（昭和 23 年法律第 39 号）による規制がかかるのみであるところ、軽犯罪法の罰則は軽く、抑止効果が限定的であり、これらの工具の所持等に対する効果的な取締りも困難であった。
- このような現状に鑑み、令和 7 年 6 月 20 日、法が公布された。法第 15 条において、指定金属切断工具（ケーブルカッター、ボルトクリッパーその他の特定金属を切断することができる工具であって、一般消費者が通常生活の用に供することが少ないと認められ、かつ、特定金属製物品の窃取の用に供されるおそれが高いものとして政令で定めるもの）を正当な理由なく隠して携帯する行為が禁止されるところ、当該工具を政令で具体的に定める必要がある。
- 切断能力、一般家庭における工具の使用実態、金属盗に用いられる犯行用具の使用実態、関係団体からの御意見等を考慮し、一定以上の長さ又は特殊な機構・装置を備えるケーブルカッター及びボルトクリッパーを指定金属切断工具とすることとする。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- 法第 2 条第 5 号に規定する指定金属切断工具は、次に掲げるものとする。
 - ケーブルカッターであって、次のいずれかに該当するもの
 - 長さが 45 センチメートル以上であるもの
 - ラチェット機構（回転式の刃体と他の部品とをかみ合わせることで当該刃体を特定の方向にのみ回転させる機構をいう。）を備えているもの
 - 刃体を駆動させるための電気装置又は油圧装置を備えているもの
 - ボルトクリッパーであって、次のいずれかに該当するもの
 - 長さが 75 センチメートル以上であるもの
 - 刃体を駆動させるための電気装置又は油圧装置を備えているもの

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- 本規定の整備により、指定金属切断工具の隠匿携帯に対する効果的な取締りが可能となり、特定金属製物

品の窃取の防止を効果的に推進することが可能となる。

- ・ なお、これらの効果については、法施行後に初めて測定されるものであり、現状では定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、規制の目的である特定金属製物品の窃取の防止に関し、実績値である金属盗の認知件数や被害額の数値を5年分把握するなどにより、定量化することとする。

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 本規定の整備により、新たな遵守費用は発生しない。

<行政費用>

- ・ 本規定の整備により、新たな行政費用は発生しない。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 現在は、大きなケーブルカッターやボルトクリッパーが乗用車に積まれていても、警察が対処できないところ、これらの犯行用具について規制を設けた方が良い。
- ・ 太陽光発電施設では建物で通常使われているよりも太いケーブルが設置されており、そこが狙われている。
- ・ 導体断面積 100mm²を超えるケーブルを切断する場合、ケーブルカッターは全長 450mm 以上、ボルトクリッパーは全長 750mm 以上は必要である。
- ・ ラチェット式、電動、油圧式のは手動のものより切断能力が高く、導体断面積 100mm²を超えるケーブルも比較的楽に切断可能である。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 金属盗対策に関する検討会【全3回】(令和6年9月30日、同年12月2日、令和7年1月7日)

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 警察庁ウェブサイト「金属盗対策に関する検討会」

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/scrap/scrap.html>

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充】

- ・ 本規定の整備については、令和13年度までに事後評価を実施予定。